

裁 判 所

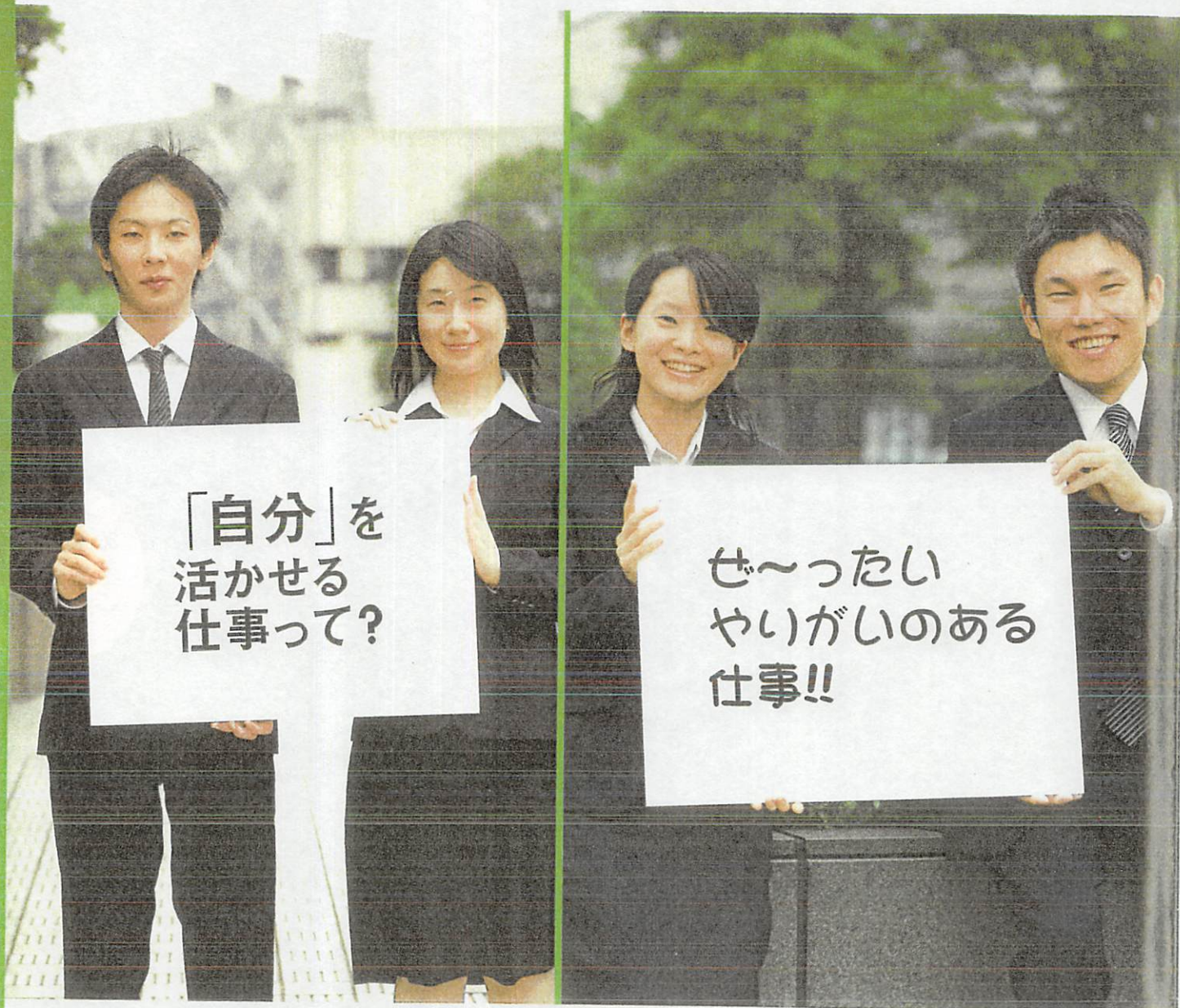
Do yourself **justice**
in Court of **Justice**
with your sense of **justice.**

裁判所は個性豊かな人材を広く求めています。

あな なた の
未 来 が
ここにある

より良い未来を創造するために…。

あなたには、未来を創る力がある。



世の中には、さまざまな仕事があり、さまざまな人がいます。
そして、人はさまざまな夢や目標、未来像を持っています。
あなたは、どんな未来像を思い描いていますか？
あなたは、10年後どこで何を思いどんな仕事をしているのでしょうか？

裁判所は今、「国民にとって、より身近で、迅速で、頼りがいのある司法」を実現するための改革を進めています。このパンフレットやホームページで裁判所の取り組みや仕事を、一度ご覧ください。
若い職員の新しいチカラとスピリッツを中心に、未来に向け常に改革を続ける裁判所の姿が見えてくるはずです。
そして、裁判所をあなたの未来像を実現するステージとして、ぜひ考えてみてください。

Do yourself justice
in Court of Justice
with your sense of justice.

【訳：正義感を持ち、裁判所というステージで、自分の能力を十分に発揮してください】

裁判所は個性豊かな人材を広く求めています。

より良い未来を創造するために…

ここからはじまる,未来がある。

裁判所事務官

各種の裁判事務及び総務課、人事課、会計課、資料課等の司法行政事務全般を扱います。



裁判所書記官

法廷立会調書作成をはじめ、裁判の進行管理、法令や判例の調査等の職務を行います。



家庭裁判所調査官

家事事件、少年事件において、紛争の原因、動機、生育歴、生活環境等の調査を行います。



COURT of
JUSTICE
CONTENTS

02	組織	12	研修制度
04	先輩からのメッセージ	13	■在外研究等
04	■裁判所事務官	14	■裁判所職員総合研修所
06	■裁判所書記官	16	待遇
08	■家庭裁判所調査官	17	採用試験
10	新採用職員座談会		

組織

裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所速記官等が置かれています。

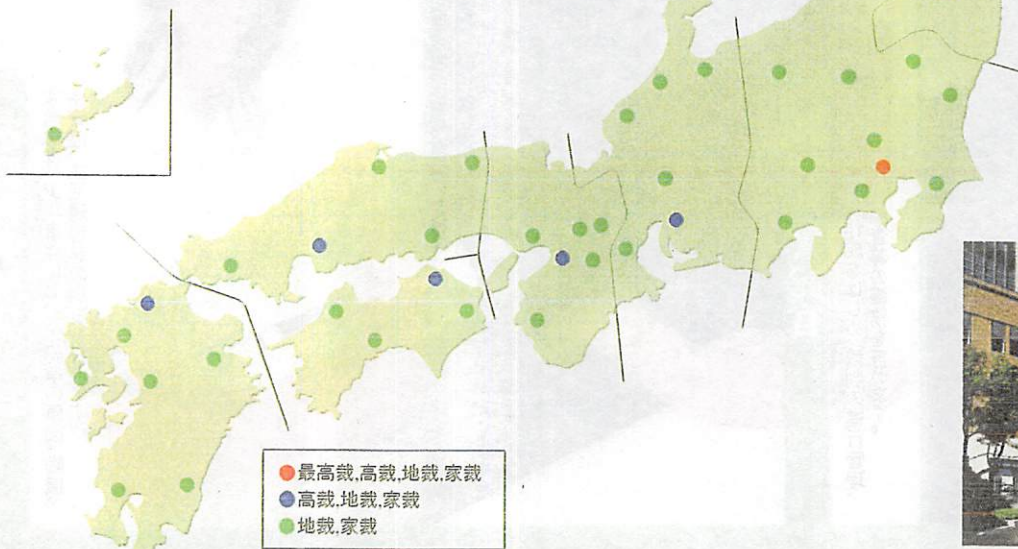
司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課、資料課等）が設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



最高裁判所大法廷



京都地方裁判所



横浜地方裁判所

●最高裁判所 (東京)

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告、特別抗告）を取り扱います。法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

●高等裁判所 (東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て（控訴、抗告）などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

●地方裁判所 (各都道府県庁所在地＜北海道は、札幌、函館、旭川、釧路＞)

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。

●家庭裁判所 (各都道府県庁所在地＜北海道は、札幌、函館、旭川、釧路＞)

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

●簡易裁判所

比較的小額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか、民事の調停も取り扱います。

地方裁判所

50庁（支部203庁）

簡易裁判所

438庁

最高裁判所

（東京）

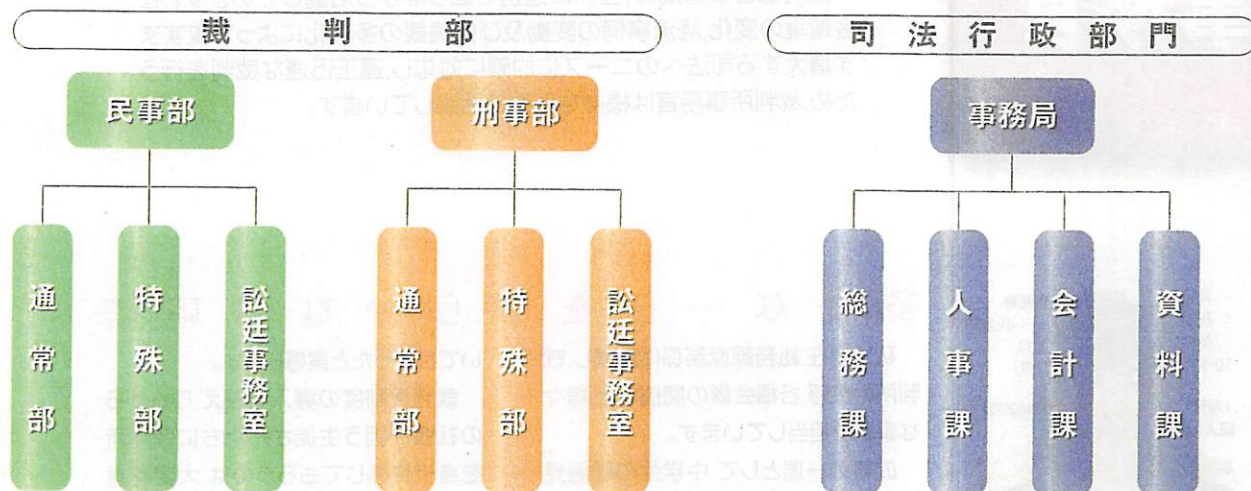
高等裁判所

8庁（支部6庁、知的財産高等裁判所）

家庭裁判所

50庁（支部203庁）

地方裁判所組織の一例



●特殊部

民事部では、破産事件を処理する破産部や執行事件を処理する執行部等があります。刑事部では、令状の事務を行う令状部等があります。

●訟廷事務室

事件の受付や既済事件の記録の管理を行うほか、部に所属する職員の庶務的な仕事をしています。



民事裁判



テレビ会議システム



民事調停

平成21年5月までに 裁判員制度が はじまります!

裁判員制度

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判の審理に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官とともに決める制度です。

国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。



裁判員の参加する裁判用モデル法廷

※ 本パンフレットにおける事件関係者が含まれている写真は、すべて模擬を撮影したものです。

先輩からのメッセージ

裁判所 事務官

message

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務を担当し、事務局では総務課、人事課、会計課、資料課等において司法行政事務全般を処理します。

裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正迅速な裁判を行うため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



秋田地方裁判所 総務課
小松 真代
(平成12年採用)

多様な一日を柔らかな対応で

私は現在、総務課庶務係に所属し、裁判所の広報、各種会議の開催など、様々な事務を担当しています。

広報の一環として、中学生の職場見学を担当する機会が多いのですが、見学の場に裁判所を選んでもらったからには裁判所をよく知ってもらいたいという思いで、精一杯の対応をしています。後日、感謝の気持ちや裁判所で感じた興奮がにじみ出ているような礼状をもらったときには、改めてこの仕事をして

いて良かったと実感します。

裁判員制度の導入を控え、これからの社会を担う生徒さんたちに裁判所を身近に感じてもらうのは、大変有意義なことです。そのために、皆さんが抱えている裁判所の「お堅い」イメージを少しでも払拭し、裁判所のソフトな面もアピールしていけるよう心がけています。



打合せ

本日の会議で使用する資料について、打合せをしています。様々な意見を採り入れて、見やすく分かりやすい資料を目指しています。



会議の準備

外部の関係機関を交えた会議の開催準備をしています。



職場見学の案内

職場見学に訪れた中学生に、プロジェクターを使って、裁判員制度について説明しています。



傍聴券発行所の設営

総務課では、裁判の傍聴券の発行事務も行っています。ここでは、傍聴券発行所の設営と傍聴券の準備をしています。

裁判所 事務官の 一日

電話対応

裁判所見学の申込みは、電話でも受け付けています。法廷傍聴の希望についても、依頼者の意向を確認します。

私は、民事立会係で、訴状や準備書面の受付などの書記官事務の補助を行うほか、法廷事務として証拠調べに立ち会ったり、窓口で当事者の対応を行うといった仕事を担当しています。私が呼出手続に関わった人が出廷し、裁判に臨んでいる様子を見ると、私も裁判の一端を担っているんだと実感でき、仕事のやりがいを感じます。

また、民事立会係の仕事以外にも、給料の差押えによる配当など様々な仕事に携わる機会があります。

来庁者に適切な窓口教示をするには、自分の担当する民事訴訟の知識を深めることはもちろん、調停や執行手続の知識、場合によっては裁判所以外の紛争解決手段についても知っておく必要があります。

新しく得た知識によって、仕事に対する

理解が深まり、来庁者に適切な窓口教示ができるようになると、喜びとともに充実感や達成感を味わうことができます。

Q 工学部出身の田村さんが、裁判所を目指した理由と、実際に働いた感想を聞かせてください。

A 新聞、ニュース、裁判所見学などを通して、社会の中で裁判所の果たす役割の大きさを感じ、裁判所職員としての仕事がいのあるものだと考えたからです。

裁判所職員としての窓口対応や電話対応を通じ、人々の日常生活に司法が密接に関わっていることを実感しています。



（松山地方裁判所 西条支部）
田村 元秀
（平成17年採用）

裁判員制度——皆さんはもうご存じですね？ 実施はまだ先ですが、すでに裁判員制度の前提となる刑事裁判の改革は始まっています。

今年は、刑事裁判の充実・迅速化に関連する刑事訴訟規則の改正が行われ、私もその作業に携わりました。条文の制定改廃作業には細かなルールが山ほどあり、ほとんどマニアックと言ってもいいくらいですが、上司等の指導を受けながら作業を進めていくうちに、自然とその世界に引き込まれていきます。助詞の「は」を入れるかどうかで侃々諤々（かんかんかくかく）の議論をしたり、読点をどこに置くかで真剣に悩んだり、端から見ると無意味に思われるかもしれませんが、こうした作業を通じて、日本語の奥深さを感じるとともに、これらの緻密な作業が今後数十年にわたる刑事裁判の礎



（最高裁判所 事務総局刑事局）
桑原 真帆
（平成8年採用）

になると思うと、身が引き締まる思いでした。

今後は、裁判員制度を具体的に動かしていく上で必要な規定である「最高裁判所規則」の制定作業が控えています。

Q 最高裁判所で働く醍醐味はどんなところにありますか。

A 司法に対するニーズと期待を身近に感じ、これに応えるべく立案・実行される政策に携わることができるところにあります。

空間的には日本全国に視野を広げ、時間的には過去と現在のみならず、未来を注視することが求められます。



（千葉地方裁判所 会計課課長補佐）
堀川 浩司
（平成3年採用）

私の所属する会計課は、お金、物、施設を適正に管理することによって、裁判所全体の仕事が円滑に行われるようサポートしています。会計課は、裁判員制度をはじめとする司法制度改革などに対して、施設の改修や物品の購入といった物的な面から素早く対応していかなければならないので、常に制度等の勉強に励んでいます。

現在、庁舎の建替計画中であり、いかに国民の利用しやすい裁判所を施設面で実現するか、来庁者へのサービス向上のためいかに職員の使い勝手を良くするか、ということらを主眼に、議論しながら計画しています。実際に新しい庁舎が利用できるようになるのは数年後ですが、その時に「利用しやすい庁舎だね」と思ってもらえるよう頑張っています。

仕事はつらい時もありますが、私の元気の源は、3歳の息子と0歳の娘と妻と一緒に過ごす楽しい休日です。妻も裁判所書記官として勤務していますので、夫婦で協力しあいながら子育てを行っています。

Q 現在の裁判所に最も大切な視点はどんなことだと思いますか。

A 「利用しやすい裁判所」ということだと思っています。施設の面から言うと、悩み事を持った人が訪れた際に、優しく迎え入れ、目的の場所に円滑に誘導し、不快な思いをさせない、そんな配慮のある裁判所が求められていると思います。

先輩からのメッセージ

裁判所書記官

message



長崎地方裁判所 刑事部
上町 彰宏
(平成15年採用)

裁判所書記官は、法律の専門家として、固有の権限が付与されており（裁判所法60条）、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。

さらに、法令や判例の調査をしたり、裁判が円滑に進行するように、コートマネージャーとして弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも大きな役割です。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年の研修を受ける必要があります。

大きな変革を支える

刑事部の裁判所書記官は、刑事裁判に立ち会って調書を作成し、その期日に行われた手続を公証するほか、裁判が円滑に進行するよう、検察官や弁護士などの訴訟関係人と連絡を取り合って打合せをしたり、事件に関する法令や判例について調査するなど、様々な仕事を行っています。

現在、刑事裁判は、国民が重大事件の裁判に参加する裁判員制度や公判前整理手続といった新しい制度の導入に

より、大きく変わろうとしています。私の所属する刑事部でも、裁判官や裁判所書記官を中心に、模擬裁判など新制度に向けた取組みや議論が活発に行われています。

裁判所書記官になってまだ間もない私ですが、こうした大きな変革を支える一員として仕事ができることに、とてもやりがいを感じています。

法廷立会

法廷には、黒い法服を着て立ち会います。証人や被告人の供述等はパソコンに直接入力しています。



10:00 am

検討会

刑事部の職員との間で、公判前整理手続についての疑問点や問題点を話し合い、制度の円滑な導入に向けて取り組んでいます。



1:30 pm



朝のミーティング

毎朝始業時に行うミーティングでは、その日に行われる裁判の概要や連絡事項を各人が説明します。

8:30 am

裁判所書記官の一日



関係者との打合せ

後日行われる裁判の進行について、検察官、弁護士と連絡を取り、打合せを行います。

2:30 pm



裁判官との打合せ

翌日に行われる裁判について、裁判官と打合せを行い、進行等について確認します。

4:00 pm



文献の調査

不明な点や疑問点は、まずは自分で調べます。それでも解決できない時は、上司や先輩書記官に相談します。

3:00 pm

勤務終了



大阪簡易裁判所
中村 由夏
(平成11年採用)

私の職場での一日は、口頭弁論や証拠調べに立ち会って調書を作成したり、裁判手続について利用者からの問い合わせに答えたり、裁判官や他の職員と事件の進行について打合せをしたりして、少し慌ただしくも充実感とともに過ぎていきます。

民事事件に限らず、このような裁判所書記官の仕事には、堅いイメージがあるかもしれませんが、実際には、利用者と接するにあたって、そのニーズをどのように把握し、どのように対応していくかを考える柔軟さが求められる仕事でもあります。特に簡易裁判所の民事事件の場合、利用者自身が申立てなどの手続を行うことも多いため、利用者に対して公平な立場を保ちつつ、手続についてできる限り身近な言葉を使って分かりやすく説明しようと心がけています。

法律実務の知識だけではなく、このような力を身につけ、利用者からより信頼される裁判所書記官となるために、日々努力していきたいと思っています。

Q 中村さんは経済学部出身ですが、裁判所を志望したのはなぜですか。

A 企業の経済活動におけるルールとしての法律に興味を持ったのがきっかけです。最初は法律の知識があまりなくて不安でしたが、研修制度やOJTが充実しているので、法学部出身でない方も特に心配する必要はないと思います。



さいたま地方裁判所 川越支部
関川 恵美
(平成12年採用)

新聞やテレビで、「裁判所の競売」という言葉を見聞きしたことがあるのではないのでしょうか。私はその競売事件を扱う不動産執行係で仕事をしています。競売事件というのは、債務者の不動産という財産を売却し、その代金を債権者に分配する手続ですが、その過程には様々な法律問題が生じます。裁判所書記官としても、民法や民事執行法だけではなく、税法など広い範囲の法律知識が必要となります。私自身、当初は不安だらけでしたが、毎日上司や先輩に助けられ、また仕事を通じて勉強をしていく中で、条文の意味を実感として理解できるようになりました。

社会がめまぐるしく変化する中で、競売の分野でも法改正が相次ぎ、裁判所書記官の権限拡大(物件明細書及び配当表の

作成権限の裁判所書記官権限化など)も進んでいることから、勉強しなければならないことも増えていますが、その分更なる責任とやりがいを感じて、仕事に取り組んでいます。

Q 裁判所で働いている中で、驚いたことは何ですか。

A 裁判所の仕事は思っていた以上に、来庁される方とのやりとりや電話での応対など、人と接することが多いことに驚きました。

裁判に関わるすべての方に対して分かりやすい裁判所であるために、裁判所書記官には人と向き合って話をする力が求められると思います。

私も主任書記官として、ある時はゴールキーパーのように後ろから選手の皆さんを見守り、また、ある時はフォワードとして、先頭に立ってゴールに向かっていこうと思っています。

Q 今、裁判所書記官に求められていることは何だと思いますか。

A 時代のニーズに応えるため新しい試みを考えるアイデア力とそれをやっていこうとするチャレンジ精神と実行力。さらに、それを利用者の皆様に分かりやすく説明するプレゼンテーション能力だと思います。



山口家庭裁判所 主任書記官
浅野 良児
(平成4年採用)

私は家事係と少年係の主任書記官として、家事審判、調停、人事訴訟、少年審判などの職務を担当しています。今、重点的に取り組んでいるのが、成年後見事件の事務処理方法の改善です。高齢化社会が進み、成年後見手続を利用される方が増えている状況下で、利用者の期待により応えられるよう、迅速、適正な事務処理をするにはどうすればよいかを、裁判官や家庭裁判所調査官とともに日々検討しています。

ところで、私は、サッカーを見るのもプレーするのも好きなのですが、裁判所書記官の仕事は、たくさんの方が心を一つにして、パスをつないでゴールを目指すという点において、サッカーと似ていると思います。

先輩からのメッセージ

家庭裁判所 調査官

message

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、成育歴、生活環境等を調査します。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



大阪家庭裁判所 少年部
富樫 永希
(平成15年採用)

個々の少年を大切に

家庭裁判所調査官が関与する少年は、周囲からの孤立、親からの虐待など、胸の痛むような生活環境に置かれていることが少なくありません。

実際の調査実務では、そのような少年と正面から向き合い、一緒に悩みながら、これまでの生活態度や被害者のことなどを少年が自ら考え、今後の生活に生かしていけるように、働きかけをします。

ある少年事件で、大人に対する不信

感から心を固く閉ざしている少年に出会いました。時間をかけてその少年の言葉に耳を傾けていく中で、少年が徐々に自己を振り返り、立ち直る手がかりをつかんでいったときには、この仕事のやりがいを感じました。

家庭裁判所調査官の仕事は、少年や保護者の人生に影響を与えることもある、責任の重い仕事です。

私は、個々の少年を大切にし、誠実に関わるように心がけています。

心理テスト

少年の行動傾向の把握のためや、自分の気持ちを表現することが苦手な少年との面接の補助手段として、心理テストを実施することもあります。



10:30 am



11:00 am

調査票作成

調査結果を整理して調査票にまとめます。

調査票は、少年の処遇を決定する上で、重要な資料となります。



1:00 pm

指導を受ける

少年への適切な働きかけのために、主任家庭裁判所調査官から助言を受けたり、裁判官の指示を受けたりします。



少年審判出席

審判では、裁判官に意見を述べたり、少年や保護者に働きかけたりします。調査結果が問われる場でもあります。

1:30 pm

3:00 pm

出張調査

少年の家庭や学校を訪問し、少年の生活環境を確認するとともに、これからの生活について保護者と話し合います。



勤務終了



面接

少年や保護者の心情を受け止めつつ、非行の経緯や生活状況などを調査して、問題解決に向けた働きかけをします。

家庭裁判所 調査官の 一日